

吉野川市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、家事、育児等に対して不安又は負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる世帯（以下「子育て世帯等」という。）の福祉の向上を図るため、訪問支援員が子育て世帯等を訪問し、家事、育児等の支援を行う子育て世帯訪問支援事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(事業主体)

第2条 事業の実施主体は、吉野川市とする。ただし、市長は、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められるものに委託することができる。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、子育て世帯等に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 食事の準備、洗濯、掃除その他の日常的な家事の支援
- (2) 保育所等への送迎支援、育児のサポート、母子保健又は子育て支援施策等に関する情報提供その他の育児の支援
- (3) その他市長が特に必要と認める事項の支援

(対象者)

第4条 事業を利用することができる者は、市内に住所を有するものであって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (2) 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (3) 出産後の養育について不安を抱える妊婦に対して支援を行うことが特に必要と認められる妊婦
- (4) その他市長が特に支援が必要と認めるもの

(訪問支援員)

第5条 事業を利用する者に対して家事、育児等の支援を行う者（以下「訪問支援員」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 家事又は育児支援を適切に実行する能力を有する者
- (2) 市長が適当と認める研修を修了した者
- (3) 次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者
 - ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けること

がなくなるまでの者

イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)並びに児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第35条の5各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

2 訪問支援員に関する手続等については、別に定めるところによる。

(利用申請)

第6条 事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、子育て世帯訪問支援事業利用申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、事業の利用を決定をしたときは、子育て世帯訪問支援事業利用決定通知書(様式第2号)により、事業の利用を決定しなかったときは、子育て世帯訪問支援事業利用不承諾決定通知書(様式第3号)により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第2条ただし書の規定に基づき事業の委託をしているときは、前項の規定により事業の利用の決定をした場合において、吉野川市子育て世帯訪問支援事業受入依頼書(様式第4号)により、その旨を当該委託した者に通知するものとする。

(利用時間等)

第7条 事業を利用できる時間(以下「利用時間」という。)は、午前9時から午後5時までの間とする。

2 利用時間の単位は、1時間とする。

3 利用時間の上限は、1日当たり2時間かつ1箇月当たり20時間とする。

4 前3項の規定にかかわらず、緊急その他のやむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(利用者負担)

第8条 第6条第1項の規定により事業の利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、事業の利用に係る費用(以下「利用者負担金」という。)として、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる額に利用する時間数を乗じて得た額に、それぞれ同表の右欄に掲げる額を加えて得た額を負担しなければならない。ただし、利用者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯に属しているものにあつては、この限

りでない。

2 前項の規定にかかわらず、利用者の責に帰すべき事由により事業を利用することができなかった場合は、当該利用者は、1回あたりの利用者負担金として930円を負担しなければならない。

3 利用者は、前項に規定する利用者負担金以外に食材料費、光熱水費、買い物等に係る実費がある場合にあつては、その額を負担しなければならない。

(利用決定の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業の利用の決定を取り消し、又は利用を中止することができる。

(1) 利用者が第4条に規定する対象者でなくなったとき。

(2) 第6条第1項の規定による申請の内容に偽りその他不正があつたとき。

(3) その他市長が事業を利用することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により事業の利用の決定の取消し等をしたときは、子育て世帯訪問支援事業利用取消等通知書(様式第5号)により当該利用者に通知するものとする。

(個人情報の取扱い)

第10条 事業に従事する者は、事業の実施に当たって知り得た個人に関する情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

| 区分 | 利用者負担金 | |
|--|--------|-------|
| | 1時間当たり | 1回当たり |
| 1 市町村民税非課税世帯（生計を一にする全ての者について市町村民税が課されていない世帯をいう。）に属しているもの | 300円 | 190円 |
| 2 市町村民税の所得割課税額が77,101円未満の世帯に属しているもの | 600円 | 370円 |
| 3 その他の世帯に属しているもの | 1,500円 | 930円 |

備考

- 1 この表の1の項の左欄に掲げる区分における利用者負担金は、一の年度における利用時間の合計が96時間に達するまでの間にあつては、0円とする。
- 2 この表の2の項の左欄に掲げる区分における利用者負担金は、一の年度における利用時間の合計が48時間に達するまでの間にあつては、0円とする。